

| | |
|---------------------|----|
| 水道で実施している利用者サービスとは！ | 1P |
| 平成17年度水質検査計画のお知らせ | 2P |
| 水道部Q&A | 4P |

しおがまの水道

Vol.5

水道で実施している

利用者サービスとは！

利用者の皆さんから、水道部でどんなサービスをしているかわからないというご意見がありましたので、今回は、現在水道部で実施している主なサービスについてご紹介いたします。

☆広報広聴サービス

●水道部広報誌「しおがまの水道」

利用者の皆さんに水道事業に関する情報を積極的に提供するため、平成15年度から発行しているものです。年2回（8月、2月）の発行ですが、利用者の皆さんに読んでもらえる広報誌づくりに努力しています。

●水道部ホームページ

塩竈市のホームページ「www.shiogama-city.jp」の中に平成12年度に開設したものです。「しおがまの水道」の歴史から始まり7項目にわたる内容となっておりますので、是非ご覧になってください。

●水道事業出前講座

水道事業の内容を広く利用者の皆さんに知ってもらうため、水道部職員が出張し、ビデオやパンフレットを用いて説明するものです。また、水道に関する質問にもお答えしています。出前講座の申し込み窓口は教育委員会生涯学習課になります。

☎336212555(6)



水道部イメージキャラクター「シオンちゃん」

☆各種手続き等のサービス

●開栓・閉栓業務の電話受付

転勤や引越などによる開栓・閉栓業務については、電話受付を行っています。☎36411412

☆水道に関する相談等のサービス

●お客様相談係の新設

利用者の皆さんから寄せられる様々な相談や苦情等にお応えするため、水道部の総合窓口として設けられたものです。水道のことは何でも気軽に相談ください。☎36411412

☆軽微な修理等のサービス

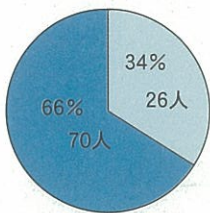
●直営による軽微な宅内修理等

宅地内の水道施設については個人所有の財産であり、漏水修理等が発生した場合には個人の責任においての対応となります。塩竈市水道部では、利用者の皆さんのニーズに合わせ、職員が直営で軽微な宅内漏水調査や修理等を実施しています。（修理は有料です。）☎36411413

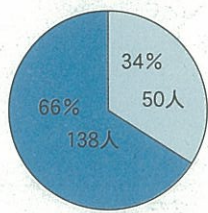
★トピックス★

「お客様相談係を知っていますか？」

平成15年度



平成16年度



4月の市民まつりで行った水道に関するアンケートで、『お客様相談係を知っていますか?』という質問の回答内容を前年度と比較したところ、同じ結果となりました。これからも利用者の皆さんに水道事業に関して気軽に相談していただくため、お客様相談係を積極的にPRしていきます。

■知ってる
■知らない

シリーズ塩竈の水道 ☆すいどうの施設紹介 PART5

長い道のりを旅し、ようやく梅の宮浄水場の着水井（ちやくすいせい）に到着します。写真右の水が湧き出ている所に到着します。そこから、水中の不純物等を取り除くなど浄水処理した水が、皆さんの家庭へ届きます。



☆梅の宮浄水場

大倉ダムを出発して水は約9時間かけて、32kmもの



水質検査表

| 番号 | 項目名 | 基準値 (mg/L) | 過去3年間の最高値 (mg/L) | 検査頻度(回/年) | | 過去3年間の検査結果から法令上設定される回数 | 区分 | |
|----|----------------------------|---------------|------------------|-----------|----|------------------------|---------|-------|
| | | | | 浄水場出口 | 蛇口 | | | |
| 1 | 一般細菌 | 100以下/ml | 0個/ml | 12 | 12 | 月1回 | 細菌 | |
| 2 | 大腸菌 | 不検出 | 不検出 | 12 | 12 | | | |
| 3 | カドミウム及びその化合物 | 0.01mg/L以下 | <0.001 | 4 | 4 | 1回/3年 | 無機物・重金属 | |
| 4 | 水銀及びその化合物 | 0.0005mg/L以下 | <0.00005 | 4 | 4 | | | |
| 5 | セレン及びその化合物 | 0.01mg/L以下 | <0.001 | 4 | 4 | 年4回 | | |
| 6 | 鉛及びその化合物 | 0.01mg/L以下 | <0.001 | 4 | 4 | | | |
| 7 | ヒ素及びその化合物 | 0.01mg/L以下 | <0.001 | 4 | 4 | 1回/3年 | | |
| 8 | 六価クロム化合物 | 0.05mg/L以下 | <0.005 | 4 | 4 | | | |
| 9 | シアン化物イオン及び塩化シアン | 0.01mg/L以下 | <0.001 | 4 | 4 | 年4回 | | |
| 10 | 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 | 10mg/L以下 | 0.38 | 4 | 4 | 1回/3年 | | |
| 11 | フッ素及びその化合物 | 0.8mg/L以下 | <0.05 | 4 | 4 | | | |
| 12 | ホウ素及びその化合物 | 1.0mg/L以下 | - | 4 | 4 | 年4回 | | |
| 13 | 四塩化炭素 | 0.002mg/L以下 | <0.0002 | 4 | 4 | 1回/3年 | | |
| 14 | 1,4-ジオキサン | 0.05mg/L以下 | - | 4 | 4 | 年4回 | | |
| 15 | 1,1-ジクロロエチレン | 0.02mg/L以下 | <0.001 | 4 | 4 | 1回/3年 | 一般有機物 | |
| 16 | シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L以下 | <0.001 | 4 | 4 | | | |
| 17 | ジクロロメタン | 0.02mg/L以下 | <0.001 | 4 | 4 | | | |
| 18 | テトラクロロエチレン | 0.01mg/L以下 | <0.001 | 4 | 4 | | | |
| 19 | トリクロロエチレン | 0.03mg/L以下 | <0.001 | 4 | 4 | | | |
| 20 | ベンゼン | 0.01mg/L以下 | <0.001 | 4 | 4 | | | |
| 21 | クロロ酢酸 | 0.02mg/L以下 | - | 4 | 4 | | | |
| 22 | クロロホルム | 0.06mg/L以下 | 0.011 | 4 | 4 | | | |
| 23 | ジクロロ酢酸 | 0.04mg/L以下 | - | 4 | 4 | | | |
| 24 | ジブロモクロロメタン | 0.1mg/L以下 | <0.001 | 4 | 4 | | | |
| 25 | 臭素酸 | 0.01mg/L以下 | - | 4 | 4 | 年4回 | 消毒副生成物 | |
| 26 | 総トリハロメタン(22,24,28,29,30の和) | 0.1mg/L以下 | 0.015 | 4 | 4 | | | |
| 27 | トリクロロ酢酸 | 0.2mg/L以下 | - | 4 | 4 | | | |
| 28 | ブロモジクロロメタン | 0.03mg/L以下 | 0.004 | 4 | 4 | | | |
| 29 | ブロモホルム | 0.09mg/L以下 | <0.001 | 4 | 4 | | | |
| 30 | ホルムアルデヒド | 0.08mg/L以下 | - | 4 | 4 | | | |
| 31 | 亜鉛及びその化合物 | 1.0mg/L以下 | <0.02 | 4 | 4 | | | 1回/3年 |
| 32 | アルミニウム及びその化合物 | 0.2mg/L以下 | - | 4 | 4 | | | 年4回 |
| 33 | 鉄及びその化合物 | 0.3mg/L以下 | 0.03 | 4 | 4 | | | |
| 34 | 銅及びその化合物 | 1.0mg/L以下 | <0.02 | 4 | 4 | | | 1回/3年 |
| 35 | ナトリウム及びその化合物 | 200mg/L以下 | 7.5 | 4 | 4 | | | |
| 36 | マンガン及びその化合物 | 0.05mg/L以下 | 0.008 | 4 | 4 | 1回/3年 | | |
| 37 | 塩化物イオン | 200mg/L以下 | 9.3 | 12 | 12 | | | |
| 38 | カルシウム、マグネシウム等(硬度) | 300mg/L以下 | 27 | 4 | 4 | 年1回 | 味覚 | |
| 39 | 蒸発残留物 | 500mg/L以下 | 67 | 4 | 4 | 1回/3年 | | |
| 40 | 陰イオン界面活性剤 | 0.2mg/L以下 | <0.02 | 4 | 4 | | | |
| 41 | ジェオスミン(別名) | 0.00001mg/L以下 | - | 4 | 4 | 発生時期月1回 | | |
| 42 | 2-メチルイソボルネオール(別名) | 0.00001mg/L以下 | - | 4 | 4 | | | |
| 43 | 非イオン界面活性剤 | 0.02mg/L以下 | - | 4 | 4 | 年4回 | | |
| 44 | フェノール類 | 0.005mg/L以下 | <0.005 | 4 | 4 | | | |
| 45 | 有機物(全有機炭素(TOC)の量) | 5mg/L以下 | - | 12 | 12 | 月1回 | 基礎的性状 | |
| 46 | PH値 | 5.8以上8.6以下 | 7.2 | 12 | 12 | | | |
| 47 | 味 | 異常でないこと | 異常なし | 12 | 12 | | | |
| 48 | 臭気 | 異常でないこと | 異常なし | 12 | 12 | | | |
| 49 | 色度 | 5度以下 | 1未満 | 12 | 12 | | | |
| 50 | 濁度 | 2度以下 | 0.1未満 | 12 | 12 | | | |

- ※ 新水質基準項目(13項目)
- ※ 法に基づき、水質検査を省略できない項目(21項目)
- ※ 浄水場出口でも検査可能な項目(21項目)

水質検査表(毎日検査)

| 番号 | 項目名 | 評価 | 検査頻度/日 | | 備考 |
|----|---------------|--------------|--------|--|--------------------------------|
| | | | 蛇口 | | |
| 1 | 色 | 異常でないこと | 1 | | 水道法施行規則第15条第1項第1号により 独自検査項目 |
| 2 | 濁り | 異常でないこと | 1 | | |
| 3 | 消毒の残留効果(残留塩素) | 0.1mg/L以上 | 1 | | |
| 4 | PH値 | 5.8~8.6(基準値) | 1 | | |

※ PH値に関しては塩竈市の独自検査項目

平成15年5月に水道水質基準が約10年ぶりに大幅に改正されました。また、これと併せて水質管理に関する信頼性の向上に係る制度として、水質検査計画の策定・公表が義務づけられました。

水質検査計画とは

水源から蛇口までの適正な水質管理を確保するために、水質検査項目や検査回数を定めて、水道水が水質基準に適合し安全であることを保証するためのものです。
塩竈市水道部では、水道の原水及び水道水の状況を踏まえ、水質検査計画を策定し、水道水が安全で良質であることを、さらにご理解いただけるよう公表します。

平成17年度水質検査計画のお知らせ

平成17年度水質検査計画について

給水栓水(蛇口での検査)

| 検査名称 | 検査場所 | 検査頻度 | 項目数 | 検査する項目 |
|-------|-------|--------|--------|------------|
| 毎日検査 | 11 | 毎日 | 3 | 色・濁り・残留塩素 |
| 毎月検査 | 14 | 1ヶ月に1回 | 9 | 一般細菌・大腸菌・他 |
| 全項目検査 | 3 | 1年に4回 | 50 | 水質基準の全部の項目 |
| 臨時検査 | 必要な場所 | 必要な頻度 | 必要な項目数 | 必要な項目 |

原水および浄水での検査

| 検査名称 | 検査場所 | 検査頻度 | 項目数 | 検査する項目 |
|-------|-------|--------|--------|----------------|
| 毎日検査 | 5 | 毎日 | 4 | 色度・濁度・残留塩素・PH値 |
| 毎月検査 | 5 | 1ヶ月に1回 | 9 | 一般細菌・大腸菌・他 |
| 全項目検査 | 3 | 1年に4回 | 50 | 水質基準の全部の項目 |
| 臨時検査 | 必要な場所 | 必要な頻度 | 必要な項目数 | 必要な項目 |



水道部イメージキャラクター「シオンちゃん」

詳しい水質検査計画については、塩竈市役所市政情報コーナー、水道部窓口、ふれあいエスプおよび市民図書館で閲覧できます。また、水道部のホームページからもダウンロードできますのでご覧ください。
水質検査の結果は、水道部のホームページや水道部広報誌「しおがまの水道」で公表します。
【水質検査計画に関する問い合わせ先】浄水課 ☎36211444



※水質基準に関する制度の詳細については厚生労働省のホームページをご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/kijun/index.html>



水道ワンポイントアドバイス

☆浄水器の使い方を確認しましょう

浄水器に関して、『利用者の皆さんに浄水器の正しい使用法について情報提供する必要があるのではないか』という水道事業懇談会からの意見がありました。

浄水器は**取り付け後の管理**が大事で、種類により管理方法が異なります。詳しくは購入先および取扱い業者にお尋ねください。

水道部Q&A

水道部ではどんなことをしているの？ パート2

水道部には、4つの課、1つの室と9つの係があります。

今回は工務課を紹介します。

工務課には、建設係と配水管理係の2つの係があります。それぞれの係は、水道水を利用者の皆さんに安心してお届けするため、水道施設の整備や漏水防止対策等に積極的に取り組んでいます。

建設係は、水道施設の整備や改良工事の設計、施工などを担当しています。

配水管理係は、漏水防止対策や水道施設の維持管理などを担当しています。



↑漏水調査の依頼があったときは職員が調査に参ります。

工務課ではこんなことも行っています!

○水道メータ交換にご協力を!

水道部では、計量法により定期的に宅地内に設置しているメータの交換を行っています。そのため、7年を経過したメータについては、毎年7月上旬から11月にかけて定期的に交換を行っています。

なお、メータ交換による費用はかかりません。

具体的には、水道部で委託している業者が皆さんのご家庭を訪問し、メータ交換作業についての事前のチラシ配布を行います。悪質な訪問販売等と勘違いされる利用者の皆さんもいるようです。委託業者は、青色の「塩電市水道部委託調査員」の腕章を付けていますので、皆さんの宅地にお伺いした際にはご協力をお願いします。

不明な点、わからない点がありましたら、工務課配水管理係までご連絡ください。(☎ 364-1413)

● 困ったときは? ●

★使用開始・中止、水道料金、口座振替については
営業課料金係へ ☎022-364-1412

★修理・漏水・凍結などは
工務課配水管理係へ ☎022-364-1413

★水道に関する苦情・悩み・ご相談は
営業課お客様相談係へ ☎022-364-1412



水道部イメージキャラクター「シオンちゃん」

塩電市水道部組織図

